

第2編 犯罪者の処遇

1 検察

(1) 被疑事件の受理・処理の状況

罪名別検察庁終局処理人員

(平成9年～18年)

区分	総数	起訴		不起訴		家庭裁判所送致
		公判請求	略式命令請求	起訴猶予	その他	
9年	2,100,006 (…)	101,478	1,053,112	615,908	34,357	295,151
10	2,120,057 (…)	104,177	1,024,326	661,470	34,160	295,924
11	2,198,003 (…)	113,902	1,025,432	746,295	35,289	277,085
12	2,181,473 (…)	122,805	912,377	842,106	42,594	261,591
13	2,219,801 (…)	130,038	892,613	885,085	47,744	264,321
14	2,204,575 (…)	139,479	855,270	896,758	50,344	262,724
15	2,179,363 (…)	146,497	787,157	939,158	54,393	252,158
16	2,183,811 (…)	148,939	754,128	977,616	64,054	239,074
17	2,139,557 (…)	146,352	716,116	988,473	73,028	215,588
18	2,076,777 (…)	138,029	660,101	991,401	92,637	194,609
刑法犯	1,236,102 (…)	93,119	103,009	805,074	81,415	153,485
一般刑法犯	374,516 (52,579)	85,258	25,040	75,734	67,118	121,366
殺人	1,347 (247)	734	-	42	518	53
強盗	4,208 (200)	2,563	-	81	540	1,024
傷害	32,010 (2,332)	5,761	9,685	7,932	1,859	6,773
暴行	12,477 (772)	809	4,190	5,707	468	1,303
恐喝	7,348 (555)	2,807	-	1,338	777	2,426
窃盗	189,560 (32,827)	41,725	2,843	33,995	43,206	67,791
詐欺	19,778 (2,567)	12,321	-	3,754	2,254	1,449
横領	46,230 (7,392)	2,005	430	11,771	1,714	30,310
強姦	1,671 (6)	953	-	81	522	115
強制わいせつ	3,100 (8)	1,661	-	106	1,014	319
公然わいせつ	1,921 (…)	296	1,199	322	24	80
わいせつ物頒布等	1,094 (89)	639	301	128	19	7
放火	1,069 (213)	573	1	98	293	104
贈収賄	288 (13)	220	9	52	7	-
住居侵入	10,418 (758)	2,275	1,111	2,394	1,121	3,517
通貨偽造	343 (20)	115	1	12	200	15
文書偽造	4,796 (683)	2,712	189	858	897	140
支払用カード関係	250 (34)	175	10	29	36	-
賭博・富くじ	1,153 (192)	225	308	574	41	5
暴力行為等処罰法	3,130 (175)	750	746	613	146	875
危険運転致死傷	411 (21)	378	-	5	5	23
その他	31,914 (3,475)	5,561	4,017	5,842	11,457	5,037
交通関係業過	861,586 (…)	7,861	77,969	729,340	14,297	32,119
特別法犯	840,675 (…)	44,910	557,092	186,327	11,222	41,124
道交違反を除く特別法犯	118,282 (14,483)	35,123	36,698	37,239	5,284	3,938
公職選挙法	807 (107)	127	265	236	175	4
風営適正化法	4,709 (1,201)	266	3,038	1,229	83	93
銃刀法	5,942 (227)	1,082	1,855	2,285	404	316
覚せい剤取締法	20,041 (3,418)	16,516	-	1,118	2,041	366
大麻取締法	3,534 (328)	2,109	-	852	364	209
麻薬取締法	1,203 (228)	819	5	170	156	53
麻薬特例法	350 (61)	213	35	93	9	-
毒劇法	2,992 (678)	755	897	140	53	1,147
売春防止法	1,149 (490)	572	214	320	20	23
児童福祉法	676 (84)	480	2	117	15	62
廃棄物処理法	7,864 (696)	833	4,497	2,121	150	263
入管法	11,634 (4,102)	4,746	434	6,285	68	101
その他	57,381 (2,863)	6,605	25,456	22,273	1,746	1,301
道交違反	722,393 (…)	9,787	520,394	149,088	5,938	37,186

注 1 検察統計年報による。
 2 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 3 「支払用カード関係」とは、刑法第2編第18章の2の支払用カード電磁的記録に関する罪をいう。
 4 「公職選挙法」は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）、漁業法（昭和24年法律第267号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する選挙・投票・署名に関する罪を含む。
 5 ()内は女子の数で、内数である。
 6 女子の「わいせつ物頒布等」は「公然わいせつ」を含む。

平成18年における検察庁新規受理人員は、206万4,406人（前年比5万6,745人減）であり、その内訳は、刑法犯123万5,597人（59.9%）、特別法犯82万8,809人（40.1%）であった。

平成18年における検察庁終局処理人員は、207万6,777人であり、その内訳は、公判請求13万8,029人（6.6%）、略式命令請求66万101人（31.8%）、起訴猶予99万1,401人（47.7%）、その他の不起訴9万2,637人（4.5%）、家庭裁判所送致19万4,609人（9.4%）であった。公判請求人員は、7年以降毎年増加していたが、17年に減少に転じ、18年も前年に比べ8,323人減少した。

平成18年の検察庁終局処理人員の起訴率（起訴人員と不起訴人員の合計に占める起訴人員の比率）は、全事件では42.4%であり、これを罪種別に見ると、一般刑法犯43.6%、交通関係業過10.3%、特別法犯（道交違反を除く。）62.8%、道交違反77.4%であった。また、同年の検察庁終局処理人員の起訴猶予率（起訴人員と起訴猶予人員の合計に占める起訴猶予人員の比率）は、全事件では55.4%であり、これを罪種別に見ると、一般刑法犯40.7%、交通関係業過89.5%、特別法犯（道交違反を除く。）34.1%、道交違反21.9%であった。

(2) 被疑者の逮捕と勾留

平成18年の検察庁既済事件（交通関係業過及び道交違反を除く。）のうち、身柄事件の比率は、30.0%であった。身柄事件のうち検察官が勾留を請求したものの比率は、93.0%であり、検察官が勾留請求したもののうち裁判官がこれを却下したものの比率は、0.4%であった。

2 裁判

(1) 第一審における終局処理の状況

平成18年の地方裁判所における終局処理人員を罪名別に見ると、窃盗が16.4%と最も多く、次いで、覚せい剤取締法違反（15.3%）、業過（10.3%）、道交違反（9.0%）の順であった。

平成18年の家庭裁判所における成人の刑事事件の終局処理人員のうち、88.1%が児童福祉法違反によるものであった。

平成18年の簡易裁判所における通常の公判手続による終局処理人員は1万3,130人であり、それを罪名別に見ると、懲役言渡人員（1万1,134人）は、窃盗が1万375人で93.2%を占めており、罰金言渡人員（1,753人）は、傷害381人（21.7%）と道交違反379人（21.6%）が多数であった。

略式手続によって罰金又は料料に処せられた者は66万1,158人であり、それを罪名別に見ると、道交違反が52万2,537人（79.0%）であった。

地方・家庭裁判所罪名別終局処理人員

(平成18年)

罪 名	総 数 (A)	有 罪							無 罪 (D)	無罪率 $\frac{D}{A}$ (%)	その他
		死 刑	懲 役 ・ 禁 錮					罰金・ 科 料			
			無 期	有 期 (B)	う ち 執行猶予 (C)	う ち 執行猶予率 $\frac{C}{B}$ (%)	う ち 保護観 察 付				
総 数	74,181	13	99	72,708	42,679	58.7	3,431	1,088	92	0.1	181
地 方 裁 判 所											
刑 法 犯	44,994	13	99	44,396	24,706	55.6	2,490	297	75	0.2	114
殺 人	710	2	26	668	119	17.8	27	-	6	0.8	8
強 盗	1,648	11	71	1,562	197	12.6	70	-	3	0.2	1
傷 害	5,908	-	-	5,767	3,132	54.3	432	119	9	0.2	13
恐 喝	1,970	-	-	1,964	1,100	56.0	120	-	2	0.1	4
窃 盗	12,119	-	-	12,074	5,070	42.0	741	27	3	0.0	15
詐 欺	5,425	-	-	5,407	2,707	50.1	306	-	8	0.1	10
強 姦 等	2,420	-	1	2,399	1,374	57.3	187	5	9	0.4	6
放 火	461	-	1	454	163	35.9	68	-	3	0.7	3
賭 博 ・ 富 博 け	192	-	-	192	174	90.6	3	-	-	-	-
暴 行 為 等 処 罰 法	578	-	-	563	257	45.6	39	10	1	0.2	4
業 過	7,598	-	-	7,473	6,446	86.3	181	68	24	0.3	33
そ の 他	5,965	-	-	5,873	3,967	67.5	316	68	7	0.1	17
特 別 法 犯	28,749	-	-	27,943	17,701	63.3	925	723	17	0.1	66
公 職 選 挙 法	67	-	-	66	66	100.0	1	1	-	-	-
銃 刀 法	346	-	-	321	98	30.5	17	24	-	-	1
覚 せ い 剤 取 締 法	11,317	-	-	11,303	4,923	43.6	436	-	5	0.0	9
麻 薬 取 締 法	436	-	-	436	344	78.9	12	-	-	-	-
麻 薬 特 例 法	131	-	-	131	12	9.2	6	-	-	-	-
競 馬 法	5	-	-	5	3	60.0	-	-	-	-	-
入 管 法	4,017	-	-	3,994	3,631	90.9	3	22	-	-	1
道 交 違 反	6,606	-	-	6,364	4,573	71.9	262	213	1	0.0	28
そ の 他	5,824	-	-	5,323	4,051	76.1	188	463	11	0.2	27
家 庭 裁 判 所											
児 童 福 祉 法	386	-	-	364	269	73.9	16	21	-	-	1
そ の 他	52	-	-	5	3	60.0	-	47	-	-	-

注 1 司法統計年報による。

2 終局処理の「その他」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び正式裁判請求の取下げである。

3 「傷害」は、刑法第2編第27章に規定するすべての罪をいう。

4 「強姦等」は、刑法第2編第22章に規定するすべての罪をいう。

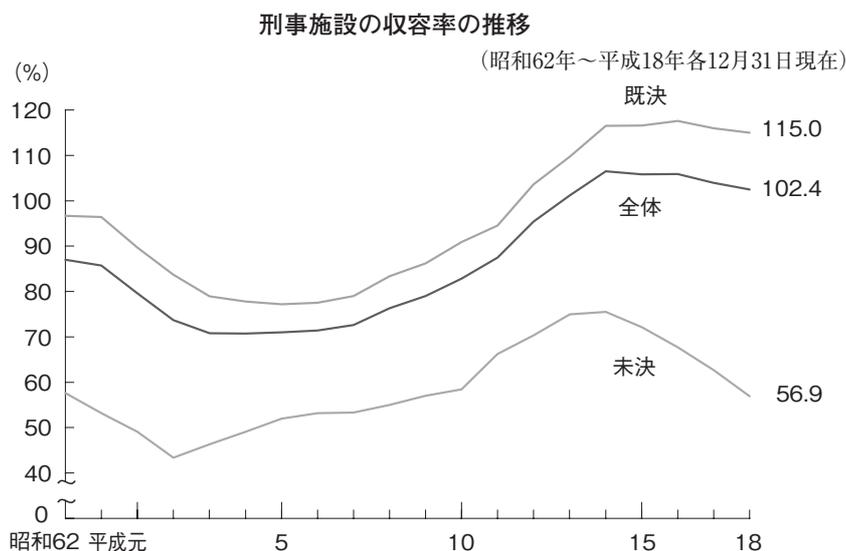
(2) 第一審の量刑

平成18年の通常第一審における量刑を見ると、死刑13人、無期懲役99人、有期懲役・禁錮8万3,842人であった。地方裁判所における有期懲役・禁錮の科刑状況を見ると、刑期が「1年以上3年以下」の者が72.6%を占めた。刑期が「25年を超え30年以下」の者は9人、「20年を超え25年以下」の者は17人、「15年を超え20年以下」の者は137人であった。

3 成人矯正

(1) 刑事施設の収容状況

平成18年12月31日現在における刑事施設の収容定員は、7万9,375人であるのに対し、収容人員は、8万1,255人であった。収容率は、102.4%（前年比1.6%減）であるが、依然として収容人員は増加傾向にあり、約70%の施設で収容人員が収容定員を超えている。



注 1 法務省矯正局の資料による。
2 「収容率」とは、収容定員に対する収容人員の比率をいう。

(2) 新受刑者の特徴

新受刑者数は、平成4年に戦後最少（2万864人）を記録して以降、一貫して増加を続けており、18年は、3万3,032人（前年比243人（0.7%）増）であった。また、12年以降、男子よりも女子の方が増加率が大きく、18年の女子比は、昭和21年以降最高の7.1%（前年比0.4ポイント上昇）となった。

平成18年における新受刑者の罪名別構成比を、男女別に高いものから見ると、男子では、①窃盗30.0%、②覚せい剤取締法違反19.6%、③詐欺7.7%、④道路交通法違反5.9%、⑤傷害5.6%の順であり、女子では、①覚せい剤取締法違反33.6%、②窃盗31.9%、③詐欺6.5%、④入管法違反4.8%、⑤殺人4.0%の順であった。

最近の新受刑者の特徴として、高齢者の占める比率が上昇しており、平成18年は、65歳以上の者が1,882人（前年比285人増）となり、新受刑者全体に占める比率も5.7%（同0.8ポイント上昇）であった。

また、新受刑者に占める初入者の比率は、平成13年以降、半数を超えていたが、18年は、初入者の占める比率が50.0%とほぼ半数であった。

(3) 刑事施設被収容者処遇の充実強化

ア 刑事収容施設法の施行

平成19年6月1日に、未決拘禁者等の処遇についても定めた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）が施行された。これによって、明治41年から刑務所等の実務の基本法であった監獄法の全面改正が実現された。本法律は、刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに、被収容者等の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的に明示した上で、被収容者等の権利義務関係や職員の権限等を定めている。

イ 過剰収容等を解消するための取組

刑事施設における厳しい収容状況を改善し、受刑者処遇の充実強化を実現するための基盤整備として、刑事施設の改築等による収容定員の拡大（最近10年間で収容定員は23.2%増加）が図られている。また、山口県美祢市に「美祢社会復帰促進センター」が建設され、平成19年4月、我が国最初の民間資金を活用したPFIの手法の刑事施設として運営が開始された。

ウ 受刑者処遇の充実強化

(ア) 受刑者処遇の新たな展開

刑事収容施設法では、受刑者の改善更生や円滑な社会復帰の実現といった受刑者処遇の基本的な理念や目的が明確に規定されるとともに、個々の受刑者の資質及び環境に応じ、その者にとって最も適切な処遇を行うとする「処遇の個別化の原則」が示された。また、受刑者処遇の中核として、「作業」、「改善指導」及び「教科指導」から成る「矯正処遇」という概念を新たに導入し、受刑者に、刑執行開始時及び釈放前の指導とともに、これを受けることを義務付けるなど、矯正処遇は、法制度上も明確に位置付けられた。

(イ) 新たな処遇制度

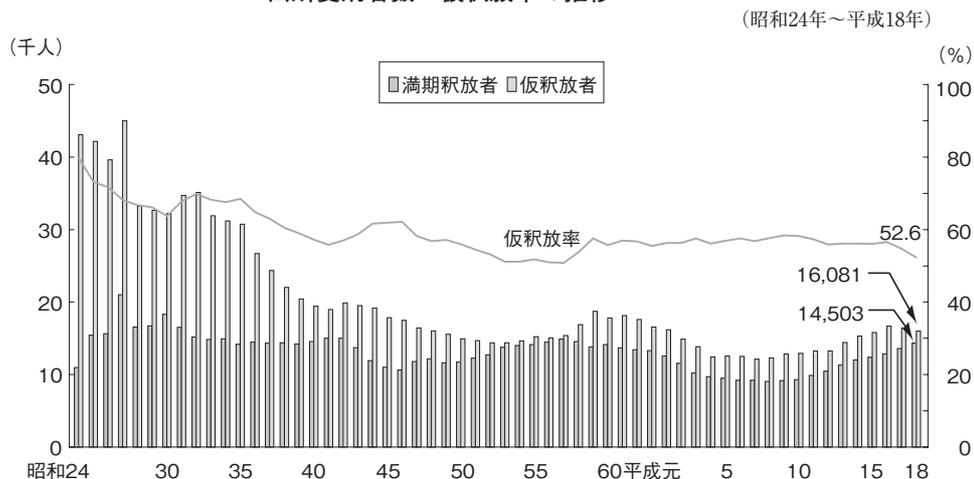
受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰のための処遇プログラムについても、新たに①特別改善指導、②外部通動作業、③外出・外泊及び④制限の緩和と優遇措置等の制度が導入されるなど、受刑者処遇の一層の充実強化が図られている。

4 更生保護

(1) 仮釈放

平成18年の仮釈放人員は、1万6,081人（前年比2.1%減）であり、仮釈放率は、52.6%（前年比2.1ポイント低下）であった。

出所受刑者数・仮釈放率の推移

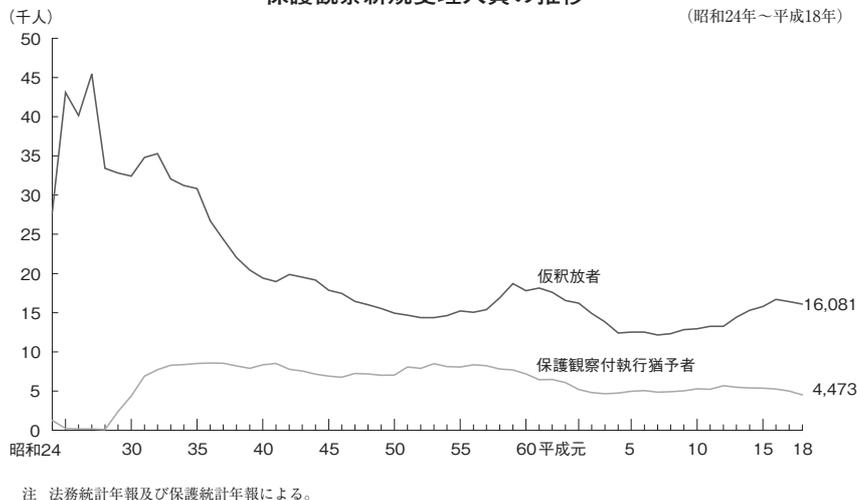


(2) 保護観察対象者の動向

平成18年の仮釈放者の新規受理人員は、1万6,081人（前年比2.1%減）であり、保護観察付執行猶予者の新規受理人員は、4,473人（同10.5%減）であった。

仮釈放者、保護観察付執行猶予者のいずれにおいても、男女とも、窃盗と覚せい剤取締法違反の占める比率が高く、さらに、男子の保護観察付執行猶予者においては、傷害の占める比率も比較的高い。

保護観察新規受理人員の推移



(3) 保護観察の終了事由

平成18年に保護観察が終了した仮釈放者1万6,494人及び保護観察付執行猶予者5,108人の保護観察終了事由は、仮釈放者では、期間満了が93.1%，仮釈放取消しが6.3%であり、保護観察付執行猶予者では、期間満了が64.7%，刑の執行猶予取消しが32.5%であった。

(4) 更生保護制度改革の推進

ア 改革に至る経緯

平成18年6月、「更生保護のあり方を考える有識者会議」は、法務大臣に対して「更生保護制度改革の提言－安全・安心の国づくり，地域づくりを目指して－」を提出し，更生保護制度全般について抜本的な検討・見直しを提言した。

法務省は，この提言を受けて鋭意更生保護制度改革を進めている。

イ 主な改革の内容

(ア) 更生保護法（平成19年法律第88号）の成立

平成19年6月8日に成立した本法律は，これまで更生保護の基本的な法律が犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法の二つに分かれていたところ，両法律の内容を整理し，統合した。本法律は，下記犯罪被害者等の関与に係る規定を除き公布の日（同月15日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

本法律の主な内容は，①保護観察における遵守事項の整理及び充実，②社会復帰のための環境の調整の充実，③犯罪被害者等の関与及び④保護観察官と保護司との役割分担に関する規定の整備等である。

(イ) 保護観察の充実強化

重点的に保護観察を行うべき者に対する効果的な処遇の実施，性犯罪者処遇プログラム等の受講の義務化等の施策を推進する。

(ウ) 保護観察官と保護司との連携の円滑化

勤務時間外（夜間・休日等）における緊急連絡体制の整備等を行った。

(エ) 刑務所出所者等総合的就労支援対策等の推進

厚生労働省と連携し，保護観察対象者等に対する就労支援策等を推進している。

(オ) 自立更生促進センター構想の推進

「自立更生促進センター」を全国3か所に整備する。また，少年院仮退院者等に対する農業を通じた処遇と農業への就業支援を行う沼田町就業支援センターについては，平成19年度に運営を開始する。

(カ) 組織・体制面の充実強化

平成19年4月から，全国の保護観察所及び地方委員会において，専門官制を導入した。